

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 振興指針に定める事項の拡充

振興指針に定める事項として、次に掲げる事項を追加すること。

- ① 衛生施設その他の施設の整備改善
- ② 利用者又は消費者の需要に対応した魅力ある役務又は商品の創出
- ③ 役務又は商品に係る情報の提供方法の改善

(第五十六条の二第二項第二号関係)

二 生活衛生関係営業への支援の充実

- 1 国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業を取り巻く状況を的確に踏まえつつ、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うものとする。

- 2 1のほか、国及び地方公共団体は、生活衛生関係営業の振興についての先進的な取組に関する情報そ

の他の情報の収集及び提供、生活衛生関係営業を担う人材の確保、養成及び資質の向上の支援その他生活衛生関係営業の振興に資するために必要な支援を行うものとする。

(第六十三条の二関係)

三 新型コロナウイルス感染症等により経済的な影響を受けた営業者の支援

国は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が生活衛生関係営業の経営に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けた営業者を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(附則第三項関係)

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(改正法附則関係)